

受付印

令和 年 月 日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

法人番号 申告年月日 所在地 (本県が支店等の場合は本県(所在地と併記)) (ふりがな) 事業種目 前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円) 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (ふりがな) 代表者氏名 前期末現在の資本金等の額 (ふりがな) 経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※ 特別法人事業税

Table with columns for '事業税' (Business Tax) and '道府県民税' (Prefecture/City/Town/Village Resident Tax). Rows include: 前事業年度の事業税額 (55), 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 (Income tax, Consumption tax, Capital tax), 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 (Income tax, Consumption tax, Capital tax), 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 (Income tax, Consumption tax, Capital tax), 前事業年度の特別法人事業税額 (70), 特別法人事業税額 (17), 予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18), 備考, 関与税理士署名 (電話)

第六号の三様式(その2) (提出用)

事業年度 . . . 法人名

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度の法人税割額の明細							
摘要	課税標準	税率(%)	税額	(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業											
所得割	所得金額総額 ③④			法人税割額 ②④							
	所得金額 ③⑤			道府県民税の特定寄附金税額控除額 ②⑤							
付加価値割	付加価値額総額 ③⑥			税額控除超過額相当額の加算額 ②⑥							
	付加価値額 ③⑦			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ②⑦							
資本割	資本金等の額総額 ③⑧			外国の法人税等の額の控除額 ②⑧							
	資本金等の額 ③⑨			仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ②⑨							
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ③⑩							
収入割	収入金額総額 ④⑩			納付すべき法人税割額 ③①	②④-②⑤+②⑥-②⑦-②⑧-②⑨-③⑩						
	収入金額 ④①			③①のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ③②							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				差引法人税割額 ③③							
所得割	所得金額総額 ④②										
	所得金額 ④③										
付加価値割	付加価値額総額 ④④										
	付加価値額 ④⑤										
資本割	資本金等の額総額 ④⑥										
	資本金等の額 ④⑦										
収入割	収入金額総額 ④⑧										
	収入金額 ④⑨										
合計事業税額 ③⑤+③⑦+③⑨+④①+④③+④⑤+④⑦+④⑨			⑤⑩								
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額			⑤①								
事業税の特定寄附金税額控除額			⑤②								
仮装経理に基づく事業税額の控除額			⑤③								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			⑤④								
納付すべき事業税額 ⑤⑩-⑤①-⑤②-⑤③-⑤④			⑤⑤								
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											
所得割 ⑤⑥	付加価値割 ⑤⑦										
資本割 ⑤⑧	収入割 ⑤⑨										
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割 ⑥⑩	付加価値割 ⑥①										
資本割 ⑥②	収入割 ⑥③										
摘要											
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ⑥④			0.0								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ⑥⑤			0.0								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ⑥⑥			0.0								
合計特別法人事業税額 (⑥④+⑥⑤+⑥⑥)			⑥⑦								
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			⑥⑧								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			⑥⑨								
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑦-⑥⑧-⑥⑨			⑦⑦								

(特別法人事業税)

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉